

株 主 各 位

東京都港区浜松町1-6-15VORT浜松町 I

株式会社 多摩川ホールディングス

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 榎 沢 徹

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号
株式会社多摩川電子 3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第50期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する株主ではない代理人および同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tmex.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tmex.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善が続き、個人消費・設備投資も持ち直しが見られるなど緩やかな景気回復基調が続いておりますが、米国の通商政策の動向や北朝鮮の政治情勢の影響等が懸念され、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、電子・通信用機器事業につきましては、第4世代携帯電話設備関連市場、公共関連市場を中心とした拡販営業に加え、新規市場や顧客開拓にも力を入れ新たな領域の受注獲得を行って参りました。また「製品の高付加価値化への取り組み」、「事業領域の拡大・開拓」、「業務提携先との共同開発」を継続的に推進しながら、自社開発品の提案強化を図ってまいりました。

結果、従来のアナログ高周波製品以外に各種業務用無線の光関連製品をはじめ、高速信号処理に不可欠なデジタル信号処理装置等、新規開拓顧客と新しい市場からの引き合いも増加しております。

移動体通信分野におきましては、各通信事業者の通信品質向上に向けた電波干渉対策としての設備投資が下期より緩やかではありますが、回復してきております。また海外向け移動体通信設備関連につきましても、新規顧客からの引き合い案件が少しずつ増加しております。

公共分野におきましては、災害対策、業務用無線、監視システム向けに、光伝送装置、デジタル信号処理装置等の需要が増加してきておりますので、公共事業分野における更なる需要拡大を図ると共に第5世代移動体関連市場の今後の動向にも目を向けた活動に取り組んでまいります。

全体としての受注状況は改善傾向にあり、安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再生可能エネルギー事業におきましては、とりわけ太陽光発電所事業について、

積極的に推進して参りました。平成29年4月に施行された改正FIT法における認証手続きの想定以上の遅れや設備認定取得のための手続きの複雑化等、太陽光発電所事業を取り巻く厳しい環境の中、当社グループは次なる柱となる再生可能エネルギー及び環境事業全般について積極的に検討しており、同事業の業容拡大を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は、3,719百万円（前年同期比14.7%減）、売上高は、3,255百万円（前年同期比26.7%減）となりました。損益面については、営業利益53百万円（前年同期比71.9%減）、経常損失63百万円（前年同期は経常利益106百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は減損損失110百万円を計上したことにより、146百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益44百万円）となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、公共関連市場を中心とした販売拡大活動に加え、新規顧客の開拓に注力しております。特に公共分野においては、需要も安定して増加してきており、今後も堅調に推移していくことが予測されます。引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

太陽光発電所事業及び地熱発電所事業におきましては、長期間かつ安定的な収益を獲得すべく新規の案件開発に積極的に取り組んでおります。平成30年3月20日に静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所において売電が開始されました。ソーラーシェアリングは、営農収入と太陽光発電所との両立により事業性を高め、農業が抱える課題解決に大きく貢献できる取組みです。平成30年3月30日には、長崎県五島市のメガソーラー発電所において売電が開始されました。本発電所は当社グループにおいて最大規模であり、当社初の特別高圧の太陽光発電所となります。

また、次なるクリーンエネルギーの柱として、小型風力発電所の開発を積極的に推進しております。東北地方及び北海道地方において風況のよい50箇所のエリアを選定し、当該箇所における売電権利を取得いたしました。風力発電に関しては太陽光発電と比べると風が吹くと夜間でも発電するため、設備利用率が高く、風況の良い場所を選定することにより高い事業性を確保することができます。今回取得した50箇所の20年間の固定買取価額は全て55円/kWhであり、収益性の高い発電所となると考えております。

今後も地域の特性を生かし、地域に密着した再生可能エネルギーの開発を加速

させることでCO2の削減はもとより、地域や社会に貢献し再生可能エネルギーの導入および普及促進に努めてまいります。

セグメントの業績は、以下のとおりです。

イ. 電子・通信用機器事業

移動体通信事業者による電波干渉対策用の設備投資が下期より緩やかに回復した影響と、官公庁及び公共関連分野での受注拡大に注力したこと、及び業務効率の向上を促進させた結果、受注高は2,492百万円（前年同期比8.9%減）、売上高は2,626百万円（前年同期比0.8%増）となり、セグメント利益は225百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

ロ. 再エネシステム販売事業

太陽光発電所の売買市場につきましては、改正FIT法における認証手続きが想定以上に遅れており、工事の着工や完成に大きな影響を受け、また、今冬の想定を超える東北地方での積雪の影響により仕入活動及び販売活動を予定どおりに行うことができませんでした。その結果、受注高は1,226百万円（前年同期比24.6%減）、売上高277百万円（前年同期比83.3%減）、セグメント損失は108百万円（前年同期はセグメント利益110百万円）となりました。

ハ. 太陽光発電所事業

稼動済みの下関市、館山市、及び袖ヶ浦市の各太陽光発電所が順調に売電し、また、かずみがうら市におけるメガソーラー発電所が平成29年4月3日に売電が開始されたことから、売上高345百万円（前年同期比51.7%増）、セグメント利益は115百万円（前年同期比58.1%増）となりました。

ニ. 地熱発電所事業

現在は売上高の計上はなく、諸費用の支出によりセグメント損失は14百万円（前年同期はセグメント損失0百万円）となりました。

事業区別	売上高	受注高
電子・通信用機器事業	2,626百万円	2,492百万円
再エネシステム販売事業	277百万円	1,226百万円
太陽光発電所事業	345百万円	-
地熱発電所事業	-	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、ファイナンス・リースにより取得した固定資産の増加を含め4,452百万円であり、その主なものは、太陽光発電所設備の取得に関するものでございます。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当増資により、99百万円の資金調達を行いました。また、新株予約権の行使により、43百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (平成27年 3 月期)	第 48 期 (平成28年 3 月期)	第 49 期 (平成29年 3 月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高(千円)	5,094,596	7,259,803	4,443,227	3,255,443
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	427,066	165,329	44,637	△146,686
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	10.38	3.97	1.06	△3.48
総 資 産(千円)	6,375,920	7,163,607	7,446,258	11,178,746
純 資 産(千円)	3,161,407	3,294,752	3,261,220	3,210,156
1株当たり純資産額(円)	75.35	78.08	77.64	73.89

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (平成27年 3 月期)	第 48 期 (平成28年 3 月期)	第 49 期 (平成29年 3 月期)	第 50 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高(千円)	312,177	245,754	325,127	203,952
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	30,506	△37,941	82,966	△108,170
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	0.74	△0.91	1.97	△2.57
総 資 産(千円)	3,485,199	3,852,032	3,577,393	3,855,040
純 資 産(千円)	2,746,731	2,682,392	2,687,171	2,681,682
1株当たり純資産額(円)	65.34	63.50	63.96	61.72

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社多摩川電子	310百万円	100.0 %	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
株式会社多摩川エナジー	10百万円	100.0 %	再エネ発電システム販売事業等及び地熱発電所事業等並びにそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー	6百万円	100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 2	1百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3	1百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3-A	1百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 5	1百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 6	1百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー B	0百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー C	0百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー D	0百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー E	0百万円	(間接) 100.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社T HD総合研究所	1百万円	100.0 %	海外における再生エネルギー事業に係る調査、研究の推進
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	50百万円	(間接) 100.0 %	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売

② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社 持分 比率	主要な事業内容
エトリオン・エネルギー 5合同会社	95百万円	30.0 %	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社多摩川電子	神奈川県綾瀬市	1,585,000千円	3,855,040千円

(4) 対処すべき課題

電子・通信用機器事業におきましては、移動通信関連については未だ先行き不透明な状況は続いておりますが、防災、監視関連の整備、通信インフラ関連の整備などは、今後も一層の伸びが予測されます。しかしながら、低価格化、短納期化等の要求は厳しく、営業力の強化は当然のことながら、コストダウンや納期短縮のための一層の改善の必要性に迫られております。

当社は、営業体制の強化、コストダウンによる低価格化の実現及び品質の向上を図り、市場競争力を高める一方で、企業体質の改革と強化を行い、業績の向上に邁進してまいり所存であります。

再生可能エネルギー事業では、とりわけ固定価額買取制度を活用した太陽光発電所の売買市場におきましては、平成29年4月に施行された改正FIT法における認証手続きの想定以上の遅れや設備認定取得のための手続きの複雑化等、厳しい環境下にあります。

このような状況下で、再エネシステム販売事業を含めた再生可能エネルギー事業においては、小型風力発電など太陽光発電以外の再生エネルギーを活用した発電システムの販売も視野に入れております。日本全国にその販路を拡大すべく、社内体制を整え、営業活動をさらに強化し、業績回復に向けて全社一丸となって努力してまいります。

当社といたしましては、中長期に向けて企業価値の拡大並びに利益の最大化に努めるべく引き続き尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業	主要製品
電子・通信用機器事業	高周波電子部品（アッテネータ、スプリッタ、カプラ、スイッチ、フィルタ）、光関連・電子応用機器（光伝送装置、周波数コンバータ、アンプ、周波数シンセサイザ、デジタル信号処理装置、映像監視システム、各種試験装置）等
再エネシステム販売事業	分譲販売用発電所、太陽光モジュール、パワーコンディショナー、小形風力発電機器、その他付属設備
太陽光発電所事業	太陽光発電所で発電した電力を販売する事業
地熱発電所事業	地熱発電所で発電した電力を販売する事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

当 社	本社：東京都港区浜松町
株式会社多摩川電子	本社・工場：神奈川県綾瀬市
株式会社多摩川エナジー	本社：東京都港区浜松町 鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市
株式会社G P エナジー	本社：東京都港区浜松町 下関発電所：山口県下関市
株式会社G P エナジー 2	本社：東京都港区浜松町 荒神岳発電所：長崎県五島市
株式会社G P エナジー 3	本社：東京都港区浜松町 館山発電所：千葉県館山市
株式会社G P エナジー 3-A	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 5	本社：東京都港区浜松町 袖ヶ浦発電所：千葉県袖ヶ浦市
株式会社G P エナジー 6	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー B	本社：東京都港区浜松町 かすみがうら発電所：茨城県かすみがうら市
合同会社G P エナジー C	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー D	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー E	本社：東京都港区浜松町 島田ソーラーシェアリング発電所：静岡県島田市
株式会社T H D 総合研究所	本社：東京都港区浜松町
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD	My Hao District, Hung Yen Province, Vietnam

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子・通信用機器事業	174 (2)名	33名増 (1名減)
再エネシステム販売事業	7 (-)名	3名減 (-)
太陽光及び地熱発電所事業	1 (1)名	- (-)
全社(共通)	8 (-)名	1名減 (-)
合計	190 (3)名	29名増 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度に比べ29名増加しております。主な理由は、生産体制強化のため、連結子会社TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTDの従業員が増加したことによるものであります

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	2名減	38.6歳	3年10ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社百十四銀行	188,760千円
株式会社佐賀銀行	186,000千円
城南信用金庫	164,160千円
株式会社新銀行東京(注)	155,200千円
株式会社東日本銀行	144,430千円
オリックス銀行株式会社	123,626千円
株式会社千葉興業銀行	120,000千円

(注) 株式会社新銀行東京は、平成30年5月1日付けで、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行と合併し、株式会社きらぼし銀行となっております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 134,196,000株
 (2) 発行済株式の総数 44,046,000株 (自己株式614,546株を含む)
 (3) 株主数 2,592名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
BNP Paribas Securities Services Singapore/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	6,446千株	14.84%
パーソングレディヴィジョンオブドナルドソナフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレーション	2,121千株	4.88%
島 貫 宏 昌	1,989千株	4.58%
榊 澤 徹	1,813千株	4.17%
日本証券金融株式会社	1,399千株	3.22%
久 保 田 定	1,001千株	2.30%
砂 賀 勇 一	575千株	1.32%
鄒 積 人	500千株	1.15%
駒 井 英 人	495千株	1.14%
株式会社アカウントホールディングス	393千株	0.90%

(注)1. 持株比率は自己株式(614,546株)を控除して計算しております。

2. 平成30年4月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MARILYN TANG氏が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
MARILYN TANG	シンガポール国	5,446	12.36

3. 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

第8回新株予約権

平成28年4月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年4月15日
新株予約権の数	1,277個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,277,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	95円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,200円
新株予約権の行使期間	平成28年5月11日～平成33年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 96.2円 資本組入額 48.1円
新株予約権の行使の条件	① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権の行使の条件	<p>② 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
保有状況	<p>新株予約権個数 829個</p> <p>目的となる株式数 829,000株</p> <p>保有者数 22名</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 沢 徹	
代表取締役副社長	後 田 晃 宏	株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長
代表取締役副社長	小 林 正 憲	株式会社多摩川電子 代表取締役社長
取 締 役	日 下 成 人	株式会社クサカ 代表取締役社長
取 締 役	宮 内 幸三郎	マルマン株式会社 監査役
取 締 役	増 山 慶 太	株式会社TOPコンサルティング 取締役 税理士法人トップ会計事務所 社員
常 勤 監 査 役	向 川 虎 隆	株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役
監 査 役	鈴 木 恒 雄	バイビュー・アセット・マネジメント株式会社 監査役
監 査 役	仲 田 隆 介	

- (注) 1. 取締役日下成人氏及び取締役宮内幸三郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鈴木恒雄氏及び監査役仲田隆介氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役鈴木恒雄氏及び監査役仲田隆介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 代表取締役副社長後田晃宏氏は、当社子会社の株式会社多摩川エナジーの代表取締役を兼職しておりましたが、平成30年4月16日付けで辞任しました。また、同日付けで当社代表取締役社長榎沢徹氏が、同社の代表取締役に就任しました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
野 口 靖 彦	平成29年6月28日	任 期 満 了	当社取締役 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	47,850千円 (8,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,800千円 (8,400千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	61,650千円 (16,800千円)

- (注) 1. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は3,600千円です。
2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役日下成人氏は、株式会社クサカの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役宮内幸三郎氏は、マルマン株式会社の監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

監査役鈴木恒雄氏は、バイビュー・アセット・マネジメント株式会社の監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	日 下 成 人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
取締役	宮 内 幸三郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
監査役	鈴 木 恒 雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、証券会社、金融庁及び証券取引等監視委員会での職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役	仲 田 隆 介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、弁護士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が22回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

海南監査法人

(2) 報酬等の額（税抜）

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について取締役から算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、28,000千円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社およびグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役および従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールとして「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範するとともに、周知徹底をはかる。
 - ロ. リスクおよびコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ハ. 社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
- ニ. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役および従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。
- ③ リスク管理に関する体制
 - イ. 各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役に報告する。
 - ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、当社およびグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
 - ハ. 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および監査を行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
 - イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。
 - ロ. 取締役会は、当社およびグループ会社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ⑤ 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - ロ. グループ会社における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のため

に、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

- ハ. 監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行う。
- ニ. グループ会社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。

⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- イ. 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ロ. 取締役および従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わない。

⑦ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。
- ロ. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができる。また社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ハ. 監査役は、いつでも役職員に対し、業務執行に関する事項の説明を求めることができる。
- ニ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 代表取締役社長は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- ロ. 内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（改善状況）を把握、評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において継続的に様々なリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

内部監査室については独立した観点から定期的に内部監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項が無いかを検証しております。

常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重要な違反等が無いよう監視をしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化、また、今後の急速な技術革新に備え、継続的な安定成長を目指しつつ、重点的且つ効率的に投資することで、有効に活用していくことを目指しております。

当期においては前期に比べ収益は減少いたしますが、経営環境や財務体質の強化等を考慮し、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案した結果、年間配当金につきましては、1株当たり0.5円とさせていただくことといたしました。

次期配当につきましては、来期以降も更なる事業規模の拡大及び収益の最大化を目指しておりますので、1株につき0.5～3円を見込んでおりますが、最終的な配当金額は今後の経営環境などを踏まえ判断していきたいと考えております。

今後も全社一丸となって、一層の収益力の向上及び企業体質の強化を図り、早期に株主の皆様にもさらなる利益還元できるよう取り組んでまいります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,699,425	流動負債	2,390,347
現金及び預金	1,718,000	支払手形及び買掛金	411,372
受取手形及び売掛金	1,377,764	短期借入金	461,800
商品及び製品	157,216	1年内返済予定の長期借入金	733,551
仕掛品	176,416	リース債務	201,494
原材料及び貯蔵品	135,063	未払金	164,435
前渡金	582,049	未払法人税等	13,437
繰延税金資産	27,626	前受金	238,622
その他	525,287	繰延税金負債	207
固定資産	6,452,171	賞与引当金	66,637
有形固定資産	5,651,317	製品保証引当金	12,519
建物及び構築物	129,673	その他	86,269
機械装置及び運搬具	5,016,399	固定負債	5,578,242
工具、器具及び備品	77,868	長期借入金	523,261
土地	382,049	リース債務	3,625,902
建設仮勘定	45,326	繰延税金負債	842
無形固定資産	273,875	退職給付に係る負債	176,616
営業権	207,554	資産除去債務	55,048
ソフトウェア	66,320	長期未払金	1,190,558
その他	0	その他	6,013
投資その他の資産	526,978	負債合計	7,968,589
投資有価証券	26,172	純資産の部	
長期貸付金	103,809	株主資本	3,218,392
繰延税金資産	105,138	資本金	1,748,137
その他	300,557	資本剰余金	1,065,087
貸倒引当金	△8,700	利益剰余金	466,480
繰延資産	27,149	自己株式	△61,313
株式交付費	911	その他の包括利益累計額	△9,230
開発費	129	その他有価証券評価差額金	3,543
開業費	26,108	為替換算調整勘定	△12,774
資産合計	11,178,746	新株予約権	994
		純資産合計	3,210,156
		負債純資産合計	11,178,746

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,255,443
売上原価		2,236,505
売上総利益		1,018,937
販売費及び一般管理費		965,697
営業利益		53,240
営業外収益		
受取利息	8,792	
受取配当金	1,142	
受取保険金	2,764	
その他の	5,704	18,403
営業外費用		
支払利息	112,471	
為替差損	9,423	
持分法による投資損失	5,172	
その他の	8,328	135,396
経常損失(△)		△63,752
特別利益		
固定資産売却益	2,762	
その他の	22	2,784
特別損失		
減損損失	110,006	
その他の	12	110,019
税金等調整前当期純損失(△)		△170,986
法人税、住民税及び事業税	11,570	
法人税等調整額	△35,871	△24,300
当期純損失(△)		△146,686
非支配株主に帰属する当期純損失		-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△146,686

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,677,088	994,039	655,150	△61,312	3,264,965
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△41,983	—	△41,983
新株の発行	71,048	71,048	—	—	142,097
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△146,686	—	△146,686
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	71,048	71,048	△188,669	△0	△46,572
当期末残高	1,748,137	1,065,087	466,480	△61,313	3,218,392

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	329	△5,606	△5,276	1,532	3,261,220
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△41,983
新株の発行	—	—	—	—	142,097
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	—	△146,686
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,214	△7,168	△3,953	△537	△4,491
当期変動額合計	3,214	△7,168	△3,953	△537	△51,064
当期末残高	3,543	△12,774	△9,230	994	3,210,156

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	896,347	流 動 負 債	627,129
現金及び預金	499,508	短期借入金	50,000
売掛金	4,348	1年内返済予定の長期借入金	509,541
商品及び製品	1,203	1年内返済予定の関係会社長期借入金	32,040
関係会社短期貸付金	342,000	リース債務	687
前払費用	3,798	未払金	25,340
未収入金	62,066	未払費用	1,913
繰延税金資産	3,614	未払法人税等	3,066
その他	29,544	預り金	1,463
貸倒引当金	△49,737	賞与引当金	1,055
		その他	2,022
固 定 資 産	2,957,782	固 定 負 債	546,227
有 形 固 定 資 産	341,347	長期借入金	394,541
建物	890	関係会社長期借入金	127,419
機械及び装置	11,601	リース債務	3,465
工具、器具及び備品	2,621	退職給付引当金	1,540
車両運搬具	3,328	繰延税金負債	1,567
土地	307,905	その他	17,693
建設仮勘定	15,000	負 債 合 計	1,173,357
無 形 固 定 資 産	106	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	106	株 主 資 本	2,677,289
投 資 そ の 他 の 資 産	2,616,328	資本金	1,748,137
投資有価証券	23,327	資本剰余金	1,065,087
関係会社株式	1,592,900	資本準備金	969,480
その他の関係会社有価証券	53,079	その他資本剰余金	95,607
出資金	100	利 益 剰 余 金	△74,622
関係会社長期貸付金	811,910	その他利益剰余金	△74,622
長期前払費用	126,114	繰越利益剰余金	△74,622
その他	17,596	自 己 株 式	△61,313
貸倒引当金	△8,700	評価・換算差額等	3,398
繰 延 資 産	911	その他有価証券評価差額金	3,398
株式交付費	911	新 株 予 約 権	994
資 産 合 計	3,855,040	純 資 産 合 計	2,681,682
		負 債 純 資 産 合 計	3,855,040

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	203,952
売 上 原 価	794
売 上 総 利 益	203,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	270,693
営 業 損 失 (△)	△67,535
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	16,399
受 取 配 当 金	377
そ の 他	1,256
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	15,980
株 式 交 付 費 償 却	831
支 払 手 数 料	4,512
そ の 他	302
経 常 損 失 (△)	△71,129
特 別 利 益	
そ の 他	22
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	49,737
そ の 他	12
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△130,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△19,943
法 人 税 等 調 整 額	△2,743
当 期 純 損 失 (△)	△22,686
	△108,170

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,677,088	898,431	95,607	994,039	75,531	75,531
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△41,983	△41,983
新株の発行	71,048	71,048	-	71,048	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△108,170	△108,170
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	71,048	71,048	-	71,048	△150,153	△150,153
当期末残高	1,748,137	969,480	95,607	1,065,087	△74,622	△74,622

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△61,312	2,685,346	292	292	1,532	2,687,171
当期変動額						
剰余金の配当	-	△41,983	-	-	-	△41,983
新株の発行	-	142,097	-	-	-	142,097
当期純損失（△）	-	△108,170	-	-	-	△108,170
自己株式の取得	△0	△0	-	-	-	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	3,106	3,106	△537	2,568
当期変動額合計	△0	△8,057	3,106	3,106	△537	△5,488
当期末残高	△61,313	2,677,289	3,398	3,398	994	2,681,682

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋 葉 陽 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記、株式併合及び単元株式数の変更に記載の通り、会社は、平成30年5月25日開催の取締役会において単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第50回定時株主総会に株式併合に係る議案を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 葉 陽	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝 口 俊 一	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表 8. 重要な後発事象に関する注記、株式併合及び単元株式数の変更に記載の通り、会社は、平成30年5月25日開催の取締役会において単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第50回定時株主総会に株式併合に係る議案を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社多摩川ホールディングス 監査役会

常勤監査役 向 川 虎 隆 (印)

社外監査役 鈴 木 恒 雄 (印)

社外監査役 仲 田 隆 介 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成30年5月25日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

13,419,600株

(4) その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成30年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>134,196,000株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,419,600株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ます ざわ とおる 榎 沢 徹 (昭和36年5月11日生)	昭和60年4月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 平成6年6月 コメルツバンクサウスイーストアジア入社（マネージャー） 平成10年6月 H S B C銀行バイスプレジデント就任 平成11年12月 パークレイズプライベートバンク ディレクター就任 平成15年1月 タイムスクエアベンチャー マネージングディレクター就任 平成15年7月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）執行役員就任 平成16年7月 同社 代表取締役社長就任 平成24年4月 当社 執行役員就任 平成24年6月 当社 代表取締役就任（現任） 平成30年4月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役就任（現任）	1,813,000株
2	こ ばやし まさ のり 小 林 正 憲 (昭和31年12月10日生)	昭和52年4月 株式会社富士計器入社 昭和56年12月 当社入社 平成11年4月 当社 計測機器部部长 平成17年6月 当社 取締役資材担当就任 平成18年6月 当社 監査役就任 平成23年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 平成24年4月 同社 代表取締役就任（現任） 平成26年6月 当社 代表取締役就任（現任）	144,000株
3	ます やま けい た 増 山 慶 大 (昭和50年10月3日生)	平成13年4月 エンゼル証券株式会社入社 平成16年10月 フェニックスパートナー株式会社入社 平成17年12月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）入社 平成26年6月 株式会社TOPコンサルティング 取締役就任（現任） 平成27年6月 当社 取締役就任（現任） 平成27年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 平成27年11月 税理士登録 平成27年12月 税理士法人トップ会計事務所 社員就任（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4*	かみ ばやし のり こ 上 林 典 子 (昭和52年1月8日生)	平成25年12月 弁護士登録 平成25年12月 弁護士法人リレーション 社員就任 (現 任) 平成27年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 (現 任)	一株

- (注) 1. *は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上林典子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、上林典子氏との間において、本議案が承認可決された場合、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の鈴木恒雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふるかわ きよし 古川 清 (昭和30年1月12日生)	昭和53年4月 東京国税局 入局 平成4年7月 同局不服審判所 出国 平成7年7月 同局調査第一部 主査 平成11年7月 金融監督庁 出向 平成15年7月 東京国税局調査第一部 国際税務専門官 平成17年7月 金融庁 検査局 審査課 課長補佐 平成19年7月 同庁 検査局 総務課 特別検査官 平成23年3月 同庁 退職 平成23年7月 税理士登録 古川清税理士事務所開設	一株

- (注) 1. 古川清氏は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 古川清氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性
- ①古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等をもとに当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②社外監査役候補者は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ③社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
- 古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えておられるため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 古川清氏が社外監査役に選任された場合には、当社は同氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、廣瀬晴三氏は社外監査役以外の補欠の監査役として、藤原陽敏氏は社外監査役の補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

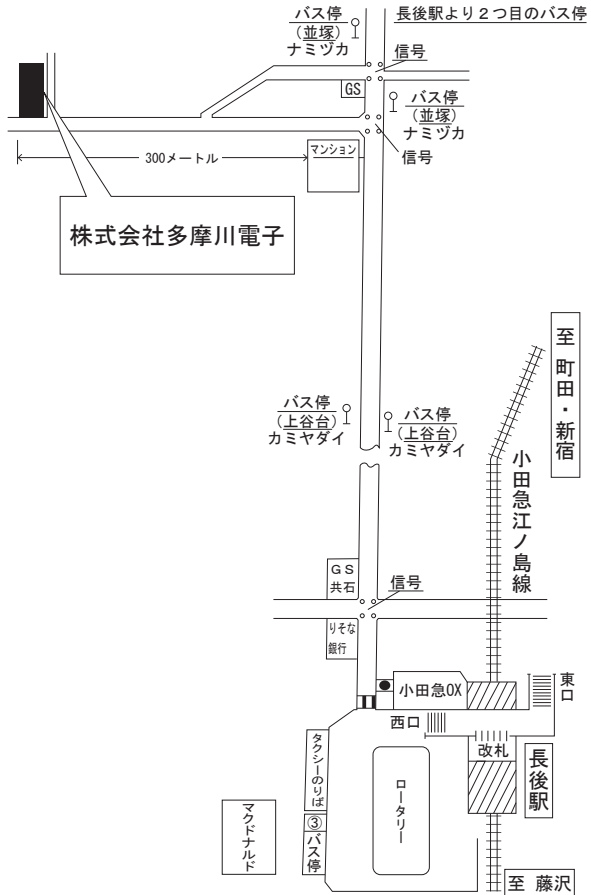
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1*	ひろせ はるぞう 廣瀬晴三 (昭和27年7月17日生)	昭和48年4月 三菱電機株式会社 入社 平成14年4月 三菱電機特機システム株式会社 鎌倉事業所 副事業所長(兼)宇宙機器部長 平成16年4月 同社 東部事業部 宇宙部門統括(兼)宇宙機器部長 平成18年4月 同社 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 平成20年6月 同社 取締役 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 平成25年6月 三菱プレジジョン株式会社 常勤監査役 平成30年1月 株式会社多摩川電子 顧問就任(現任)	一株
2*	ふじわら ひとし 藤原陽敏 (昭和26年2月19日生)	昭和48年4月 日本無線株式会社 入社 平成6年6月 同社 技術第5測定器課長 平成21年2月 同社 共通技術本部総合技術センター長 平成23年3月 同社 顧問 平成28年3月 藤原計測開業	一株

- (注) 1. *は新任候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 藤原陽敏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由および独立性
 ①藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 ②補欠の社外監査役候補者は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません
 ③補欠の社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 5. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
 藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられるため社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 6. 藤原陽敏氏が補欠監査役に選任され、その後、社外監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

第50回定時株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3-11-23
 株式会社多摩川電子 3階会議室
 TEL：0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より
 5つ目の駅（急行で2つ目）
 バス③番乗場のバスに乗車し、2つ目
 の並塚バス停下車